

発議案第11号

仮称不正経理防止法の早期成立を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月6日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一	㊞
賛成者	八千代市議会議員	原 弘 志	㊞
	同	橋 本 淳	㊞
	同	松 崎 寛 文	㊞

提案理由

国及び地方公共団体等から不正経理が根絶されるだけでなく、二度と発生しないようにするため、仮称不正経理防止法（会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案並びに、国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案）の早期成立を求める。

これが、本案を提出する理由である。

仮称不正経理防止法の早期成立を求める意見書

本年2月17日、千葉県庁は「不正経理により県に与えた損害額の返還状況について」発表し、要返還額とされた約10億円については全額返還されたと公表した。ただ、業者プール金分として業者が返還すべき額のうちの約2億5,000万円については、業者による返還は困難とされ、職員が返還したというが、返還期限である本年3月末まで引き続き業者に返還を求めていくという。

とにかく、2009年12月に千葉県知事より報告とおわびがなされたときの報告内容では、2007年ごろまで続いていた不正経理総額は県立高校分も含めると36億6,000万円に上っていたという。

こうした不正経理事件は、国・地方を問わず、特に1990年代以降、たびたび発覚してはマスコミをにぎわし、調査がなされ、再発防止策が個々の組織で議論され、一部は実施されてきたことは確かである。しかしながら、法律レベルの抜本的な再発防止策が実行に移されたとはとても言いがたい状況にある。

そのような状況下、国会では、参議院に2度目という形で、仮称不正経理防止法案（会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案並びに、国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案）が昨年6月に提出されているものの、審議及び採決は未定と伺っている。納税者による貴重な税金が二度と不正経理に回されないようにするための早期の法律制定及び施行は、圧倒的大多数の国民から強く切望されているところである。

よって、本市議会は、同法案の早期成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様
参議院議長様